

沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

|                  |            |   |
|------------------|------------|---|
| 選挙長、投票管理者及び開票管理者 | 日額 11,700円 | を |
|------------------|------------|---|

|              |            |       |
|--------------|------------|-------|
| 選挙長          | 日額 12,200円 | に改める。 |
| 投票所の投票管理者    | 日額 14,500円 |       |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額 12,800円 |       |
| 開票管理者        | 日額 12,200円 |       |

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙については、

なお従前の例による。

「提案理由」

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に倣い、選挙長、投票管理者及び開票管理者の報酬の額を引き上げるとともに、職名の区分を改めるものである。